

地方公共団体における男女の給与の差異の情報公開

特定事業主名：東海市、東海市消防本部

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.2 %
任期の定めのない常勤職員以外	89.6 %
全ての職員	60.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	98.7 %
課長相当職	99.2 %
課長補佐相当職	98.3 %
係長相当職	93.7 %

※消防職の役職段階別の男女差については、女性職員数が少なく、特定の職員の給与が推測し得るため、公表なし

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.2 %
31～35年	88.5 %
26～30年	83.4 %
21～25年	80.7 %
16～20年	82.2 %
11～15年	82.1 %
6～10年	92.2 %
1～5年	90.9 %

【説明欄】

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は88.6%、住居手当の受給者に占める男性の割合は62.0%である。

・男性の方が時間外勤務が長く、その差による一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は58.4%となっている。